

ประกาศที่ 3/2555 เรื่อง การขยายเวลาการยกเว้นอากรขาเข้าเครื่องจักรที่นำเข้ามาทดแทนเครื่องจักรที่เสียหายจากอุทกภัย

(非公式訳)

投資委員会布告

第 3/2555 号

件名:洪水により損害を受けた機械に代わる機械の輸入関税免除期間の延長

洪水により損害を受けた奨励企業を救援し、その災難を軽減するため、
仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条および第 28 条の権限に基づき、
投資委員会は、2011 年 1 月 17 日付け投資委員会布告第 4/2554 号件名: 洪水
による影響を受けた奨励事業者の救助処置、2011 年 11 月 25 日付け投資委員
会布告第 7/2554 号件名: 洪水により損害を受けた機械に代わる機械の輸入関
税免除期間の延長により修正されたものに基づく恩典を付与する期間を 2012
年 12 月 31 日まで延長し、さらに洪水による損害を受けた機械に代わる輸入
機械の実生産力の増加を許可する。

2012 年 7 月 1 日から適用する。

布告日 2012 年 9 月 3 日

キティラット・ナラノン
副首相
投資委員会委員長